

## 御意見及び国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
酒類の特性に関する御意見	<p>・一口に伊豆諸島といっても中心から半径300kmほどの円を描くと思うものの、これら北端と南端で気候区分に、有意な差がないことは確認済みとの認識で良いか。</p>	<p>・地理的表示の特性や産地の範囲については、産地の酒類製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p> <p>なお、生産基準に示された酒類の特性を形成する自然的要因は、産地の範囲に含まれる地域が一体としてその特徴を有しているものと考えております。</p>
地理的表示の名称に関する御意見	<p>・『東京島酒』という呼称は、実際の地理を反映した呼称というより、地方公共団体の区分を重視した呼称に感じ、地理特性を反映していないと感じる。</p> <p>実際のところ、地理としては『伊豆諸島』であり、行政区分の名が距離から『伊豆国』（後の静岡県の一部）になったり、航路と財政の関係から『東京』になったり、揺れ動いたことと比較して変動がなく、より適していると感じる。</p>	<p>・地理的表示の名称については、産地の酒類製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p>
酒類の原料に関する御意見	<p>・地理的表示を掲げるのであれば、原材料はすべて国産に限るべき。</p> <p>「東京島酒」と掲げているのに、外国産の原料を使っているのはブランド力を保てない。</p>	<p>・地理的表示の原料については、産地の酒類製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p>
その他の御意見	<p>・2021年3月に「まだ世界が知らない蒸留酒、東京の島酒を味わう」という記事が出ているように、東京島酒（蒸留酒）を認識している人は国内外にそう多くはないのではないか？</p> <p>そもそもの知名度が無いものを無理にゴリ押しすることは、納税者の納</p>	<p>・地理的表示の申立てについては、産地の酒類製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p> <p>当庁としては、東京島酒は、酒類の産地に主として帰せられる酒類の</p>

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
	めた大事な税金をこの無理筋なマーケティングに投じること、また他事業者との公平性の観点からもよく無いと思う。	特性（品質）が明らかであることなど、地理的表示として指定する要件を満たしていると認められることから、地理的表示として指定することが適当と考えます。